

災害時の薬局業務継続計画〔薬局BCP〕作成の手引き

平成29年12月作成

徳島県保健福祉部 薬務課

- ◇ 南海トラフ巨大地震に対して、県では平成28年3月に「徳島県戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」を策定し、また、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣については、「災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について（平成29年3月改訂）」を定め、皆様の御協力のもと準備を進めているところです。
- ◇ 一方、熊本地震も含め過去の災害を振り返ってみると、薬局が地域の災害医療を担う重要な役割を果たすためには、「自薬局の業務継続」と「地域と連携した災害医療活動」の二つが求められていることが、より明確になってきました。
- ◇ 薬局の業務継続のためには、「薬局BCP」の作成が重要です。そこで、本県では、「薬局BCP」作成の一助として、本手引きを作成しました。
- ◇ 一人でも多くの県民の皆様の命を守るため、各薬局において「薬局BCP」の作成をお願いします。

※薬局BCP（Business Continuity Plan）とは

- ・地震発生後、お客様・従業員を守りながら、薬局業務を継続または速やかに再開するための行動計画です。
- ・災害時において限られた業務資源であっても、継続すべき業務ができるよう、事前に必要な準備を行うために作成するものです。

第1 災害時の薬局の責務

1 平時の主な役割

日常の薬局は、主に次の業務を行っております。これらは、地域住民の生活保持のために、災害時にも出来るだけ継続することが求められます。

- (1) 調剤
- (2) 一般用医薬品の販売
- (3) 医療機器・衛生材料等の販売
- (4) 食品・雑貨等の販売
- (5) その他（在宅医療など）

2 災害時に求められること

地域住民の命と健康を守るために、医療従事者として次のことが求められます。

- (1) 自薬局における業務継続
営業の早期再開及び継続
- (2) 地域と連携した医療救護活動
 - ①災害拠点病院等での医療活動
薬務コーディネーターや支援薬剤師としての役割
 - ②災害拠点病院等への医薬品供給
徳島県と（一社）徳島県薬剤師会との協定に基づく役割
 - ③医療救護所等での医療活動
支援薬剤師としての役割
 - ④医療救護所等への医薬品供給
徳島県と（一社）徳島県薬剤師会との協定に基づく役割

<参考>

- a 「災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について（平成29年3月改訂）」
- b 「災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書（平成19年2月）」
- c 「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（平成28年3月）」

第2 事前準備

薬局が、災害時に求められる「業務継続」と「地域と連携した医療救護活動」の二つの役割を果たすために、関係機関と連携・協力して、次の準備が必要です。

1 薬局の業務継続について

- (1) 最低3日分程度の医薬品等の備蓄
- (2) BCP（業務継続計画）の作成
※詳細については第4参照

2 地域と連携した医療救護活動について

- (1) 災害拠点病院等との連携準備
- (2) 医療救護所等との連携準備
- (3) 近隣の薬局との連携準備

3 教育・訓練について

- (1) 災害医療に関する研修に参加（例）PhDLS（災害薬事研修コース）
- (2) 従業員教育や地域防災訓練に参加

第3 発災時の対応

必要な安全確認等を実施し被害状況を把握した上で、「業務継続」と「地域と連携した医療救護活動」の二つの役割を果たしていきます。

発災後は、薬務コーディネーター等と連携・協力して、適切に対処していきます。

1 発災直後（発災から6時間後まで）

- ①お客様・従業員の安全確保 ②避難誘導 ③従業員の安否確認
- ④薬局の被害状況の確認 ⑤周辺の被害状況の確認

<被害規模が大（例示：震度6弱以上）>：○地域との情報共有

○関係機関（県、薬剤師会）への連絡

<被害規模が小>：○業務継続の判断

○関係機関（県、薬剤師会）への連絡

2 超急性期（発災後72時間以内）

(1) 被害規模が大（例示：震度6弱以上）

災害拠点病院や医療救護所に医薬品等や人員を集中させることにより、地域の医療や医薬品供給能力を維持

(2) 被害規模が小

自薬局の業務継続と併せて、被害の大きな地域への参加・協力することを検討

3 急性期（発災後72時間から1週間以内）

(1) 被害規模が大（例示：震度6弱以上）

地域の医療救護活動等を継続しつつ、BCPにより自薬局の業務再開に重点を置く。

(2) 被害規模が小

自薬局の業務継続と併せて、被害の大きな地域への参加・協力することを検討

第4 BCP（業務継続計画）の作成及び様式

BCPの作成により、災害時の「ダメージの軽減」と「早期回復」を図ります。

<BCPのポイント>

- ・災害時の被災状況を想定し、それを前提に考える。
- ・継続すべき業務を絞り込む。
- ・継続する業務のサービスレベルの目標、中断する業務の再開目標を定める。
- ・目標に応じた対策（例：業務資源の確保）を事前に検討し、実行する。
- ・現状と目標の差を常に検証し、継続的に見直す。

1 BCP作成の進め方

基本方針の策定

→ 被害状況の想定

→ （通常・応急）業務の把握と災害時優先業務の選定

→ 業務資源の把握

→ 被害想定や予防策を検討

→ 業務継続目標の設定と対策の検討

⇒ （上記内容を）BCP文書として整理

2 様式（BCP文書）

- (1) 基本方針
- (2) 被害の状況等の想定（①薬局の周辺 ②薬局の被害状況 ③従業員等の参集状況）
- (3) （通常・応急）業務の把握と災害時の優先業務
- (4) 優先業務ごとの評価と対策（業務資源、被害想定、予防策）
- (5) 業務継続目標とその対策

第5 災害時に対応できるOTC（一般用）医薬品

重篤な疾患については、災害拠点病院や医療救護所等における治療が必要ですが、限られた人員・医薬品を有効活用するため、避難所等における軽度な体調不良の方を対象として、OTC医薬品の活用を検討することは、非常に重要です。

日本医薬品情報学会による平成26年度課題研究の結果、「災害時に対応できるOTC医薬品集」として、計56品目（薬効として28分類）が選定されています。

自薬局の備蓄OTC医薬品を考える際の参考にしてください。

【参考1】「災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について（平成29年3月改訂）」（抜粋）

第2章 関係者の役割

2 (10) 薬剤師会及び薬局

平時は、災害に備え、各支部で支援薬剤師リストを作成し、圏域内の薬務コーディネーター等との連携体制の構築に努める。

発災後は、協定に基づき、薬務コーディネーターと連携し、災害拠点病院、医薬品等集積所、医療救護所等への薬剤師の派遣調整及び保有する在庫医薬品等の提供に努める。

【参考2】災害対応に係る法的規制について

例えば熊本地震においては、下記の内容の通知が厚労省から発出されました。

- ・保険薬局の建物が全半壊等し、仮設医療機関等において調剤を行う場合や処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合、保険調剤として取り扱って差し支えない。
- ・避難所や救護所等からの処方せんは、保険調剤として取り扱えない。

その他にも災害に応じて関連通知が発出されています。

【問い合わせ窓口】

- 徳島県保健福祉部薬務課（電話：088-621-2231 ファクシミリ：088-621-2842）
- （一社）徳島県薬剤師会（電話：088-655-1100 ファクシミリ：088-655-6991）

【参考マニュアル等】 ※下記の内容はインターネットで入手可能です。

- 災害時の薬局業務継続計画〔薬局BCP〕作成の手引き（徳島県）
- 災害時の薬局業務運営の手引き（東京都福祉保健局）
- 薬剤師のための災害対策マニュアル（平成23年度 厚生労働省科学研究）
- 災害時に有効活用できるOTC医薬品 Jpn. J. Drug. Inform., 18(4):242~250(2017)